

安全で安心なまちづくりのために

困った空き家



どうにかしませんか？

富士市空家等の適正管理に関する条例

■どんな内容？

生活環境の保全を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定めるもののほか、所有者や市などの責務・役割と、空家等の適正な管理、**特定空家等**の発生予防に関し、必要な事項を定めています。

条例により市が行うこと

★管理不全空家等に対する助言・指導

法の規定に基づく特定空家等に対する助言・指導に加えて、管理不全空家等に対して条例に基づき助言・指導を行います。

※◆★については、ページ下の用語解説をご覧ください。

■緊急安全措置

特定空家等・管理不全空家等の倒壊等により、人の生命、身体または財産に危害が及ぶことを避けるため、緊急の必要がある場合に限り、市が必要最小限度の措置（緊急安全措置）を行うことができます。

※緊急安全措置に要した費用は、所有者等に請求します。

具休例／

- ・倒れそうな樹木のロープによる補強
- ・落下・飛散しそうな屋根材、外壁材等への防護ネットの設置や部分撤去
- ・立木の切除 など

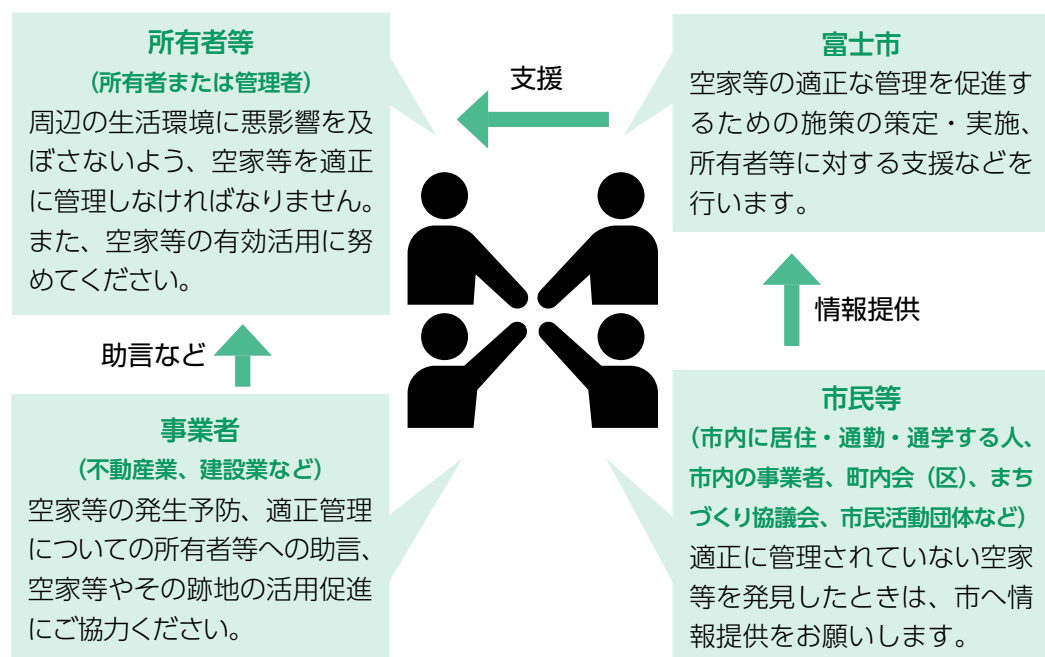
空家等の管理は所有者の責任です。適正な管理や利活用により、管理不全空家等の発生を防ぎ、安全・安心なまちを築いていきませんか。

空き家バンクを
ご活用ください▼



まち全体で空き家について考える

＜条例で定められたそれぞれの役割＞



近年ますます増加する空家等の適正管理に関する取組を一層進めていくために、市は7月1日から「富士市空家等の適正管理に関する条例」を施行します。この条例の主な内容を紹介します。

用語解説

★管理不全空家等

適正に管理されず、次のいずれかの状態にある空家等。
・倒壊等保安上危険となるおそれ
・衛生上有害となるおそれ
・景観を損なっている
・生活環境保全のため不適切

そのまま放置すると悪化するおそれがある状態



◆特定空家等

管理不全空家等のうち、著しい悪影響を及ぼす状態であるとして市が認定したもの。

倒壊などの危険があり、放置することが不適切な状態



問合せ／
住宅政策課
☎55-2814
☎57-2828